

1 級審判員更新研修会・検定会における実技免除の概要
および2 級審判員更新研修会の受講免除の概要

◇1 級審判員更新研修会における実技研修の免除について

次回の更新研修までの間に、次に記述する研修会及び大会等（免除対象となる大会を参照）に専任のアンパイアとして参加した場合は、更新研修の実技研修を免除できるとして、その管理は各支部に委ねます。

なお、1 級審判員更新研修会参加申込書にその旨を必ず記述すること。

- ・日本連盟が主催する大会に向けた審判員研修会に参加した場合
 - ・国民スポーツ大会開催に向けた審判研修会もしくは本大会にアンパイアとして参加した場合
- 座学においては、日本連盟審判委員が立ち会う必要がある<公認審判員規程施行細則 第2条、第3条>こと、通常の座学とは違った内容の研修となる事から対象外とします。

◇1 級審判員検定会における実技検定の免除について

新たに検定会を受検される際、次に記述する研修会及び大会等（免除対象となる大会を参照）に専任の審判員アンパイアとして参加した場合は、実技検定を免除できるとして、その管理は各支部に委ねます。

なお、1 級審判員検定会参加申込書にその旨を必ず記述すること。

- ・日本連盟が主催する大会に向けた審判員研修会に参加した場合
- ・下記に示す大会に選手を兼任しない専任のアンパイアとして参加した場合
- ・国民スポーツ大会開催に向けた審判研修会もしくは本大会にアンパイアとして参加した場合

◆2 級審判員更新研修会の受講免除について

次回の更新研修までの間に、次に記述する研修会及び大会等（免除対象となる大会を参照）に専任のアンパイアとして参加した場合は、更新研修の受講を免除できる事とし、その管理は各支部に委ねます。

- ・日本連盟が主催する大会に向けた審判員研修会に参加した場合
- ・下記に示す大会に選手を兼任しない専任のアンパイアとして参加した場合
- ・国民スポーツ大会開催に向けた審判研修会もしくは本大会にアンパイアとして参加した場合

★免除対象となる大会<但し、選手を兼任しない専任のアンパイアとして参加した場合>

（注）免除の有効期間は、受検（受講）日から遡って「1年間」とします

- ◇全日本シングルス選手権大会
- ◇全日本ミックスダブルス選手権大会
- ◇全日本実業団選手権大会
- ◇全日本社会人選手権大会
- ◇国民スポーツ大会
- ◇全日本シニア選手権大会
- ◇S Tリーグ
- ◇S TリーグⅡ
- ◇全日本クラブ選手権大会
- ◇全日本選手権大会（天皇賜杯・皇后賜杯）
- ◇S Tリーグプレーオフ
- ◇全日本インドア選手権大会
- ◇西日本選手権大会
- ◇西日本シニア選手権大会
- ◇東日本選手権大会
- ◇各ブロックにおける国民スポーツ大会予選